

## 第8章 手続の経過の概要及び問い合わせ先



## 第8章 手続の経過の概要及び問い合わせ先

### 8.1 手続の経過の概要

本事業に係る環境影響評価(配慮書)の手続きは、札幌市環境影響評価条例第6条の3から10に基づき実施する。

本事業においては、「配慮書の案」は作成していないため、本配慮書をもって手続きの開始とする。

### 8.2 問い合わせ先

#### 【問い合わせ先】

〈札幌市〉

- ・ 名 称：札幌市 まちづくり政策局 政策企画部  
都心まちづくり推進室 札幌駅交流拠点推進担当課
- ・ 所在地：札幌市中央区北1条西2丁目
- ・ 電 話：011-211-2692

〈事業者〉

- ・ 名 称：札幌駅交流拠点北5西1・西2地区市街地再開発準備組合 事務局
- ・ 所在地：札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階(都心まちづくり推進室内)
- ・ 電 話：011-211-2692

#### 【環境影響評価を受託した者】

- ・ 名 称：株式会社日本設計
- ・ 所在地：本 社 東京都新宿区西新宿2丁目1-1  
札幌支社 札幌市中央区北一条西5丁目2-9